

(報告事項エ)

松本市個人番号の利用（市独自利用）事務の追加について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定されている事務（法定事務）以外で、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務については、各地方公共団体が条例で定め、個人情報保護委員会へ届け出ることにより、独自に個人番号の利用を行うことができます（番号法第9条第2項）。個人番号の利用により、国民健康保険の被保険者資格をマイナ保険証から確認することができ、被保険者を対象とする健診事業等を過誤なく実施することが可能となります。

令和5年12月議会において、松本市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第67号。以下「条例」という。）第4条に規定する個人番号を独自利用する事務に、健康づくり課所管の事務を追加しましたので、その概要について報告するものです。

2 追加する独自利用事務

令和6年に現在の健康保険証が廃止され、マイナ保険証に移行することに伴い、次の国民健康保険被保険者資格の確認を行う必要がある事務を、独自利用事務に追加するもの

(1) 人間ドック又は脳ドックの受診に係る費用の助成に関する事務

過去実績

年度	助成数
令和2年度	2,077人
令和3年度	2,314人
令和4年度	2,409人

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務

過去実績

年度	特定健康診査 (集団健診)	特定保健指導 (利用者数)
令和2年度	3,189人	637人
令和3年度	3,484人	718人
令和4年度	3,804人	641人

3 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 条例改正 | 令和5年12月22日 |
| (2) 個人情報保護委員会へ届出書の提出 | 令和6年 1月 5日 |
| (3) 個人番号の利用（情報連携）開始 | 令和6年 9月（見込み） |